



自家発入門 20

消防用設備等の非常電源

8月号では、消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備の設置場所に関する規制について紹介します。

ここでは、危険物及び少量危険物の規制は除きます。

Q 1

消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備の設置場所についてどのような規制がありますか？

A 1

設置場所についても消防法施行規則第12条第1項第4号で表1のとおり規定されています。

また、設置工事が完了した場合に防火対象物の関係者は自家発電設備が技術上の基準に従って設置されているか否かを確認することとされています。

この試験基準でも外観試験として「保有距離」を確認することが規定され表2が掲載されています。

この確認は、消防用設備等及び非常電源のそれぞれの種類ごとに試験基準が定められています。自家発電設備については「第26 非常電源（自家発電設

備)の試験結果報告書」に基づき実施します。

Q2

ありますか。

消防法関係で、これら以外に設置に関して規制は

A2

各市町村が定める火災予防条例があります。

火災予防条例では、発電設備を「火を使用する設備等」の一つとして位置づけ消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備だけでなく常用・非常用の自家用発電設備も規制の対象として位置、構造及び管理の基準等が定められています。

各市町村が定める火災予防条例のモデルとして国から火災予防条例(例)が示されています。火災予防条例(例)により自家用発電設備を屋内に設ける場合と屋外に設ける場合について表3、表4により紹介します。

表1－消防法施行規則第12条第1項第4号で規定する設置場所(概要)

1. 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
(第4号イ(イ))
2. 不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸(建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた専用の室に設けること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。
(第4号イ(ニ))
 - (1) 消防庁長官が定める基準に適合するキュービクル式自家発電設備で不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室又は屋外若しくは建築物の屋上に設ける場合。
 - (2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合で、隣接する建築物等から3m以上の距離を有するとき又は当該発電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合。
3. キュービクル式自家発電設備は、当該発電設備の前面に1m以上の幅の空地を有し、かつ、他のキュービクル式以外の自家発電設備若しくはキュービクル式以外の蓄電池設備又は建築物等(当該受電設備を屋外に設ける場合に限る。)から1m以上離れているものであること。(第4号イ(ハ))
4. キュービクル式以外の自家発電設備にあつては、次の(1)から(3)までに定めるところによること。
(第4号ロ(ハ))
 - (1) 自家発電装置(発電機と原動機とを連結したものをいう。以下同じ。)の周囲には、0.6m以上の幅の空地を有するものであること。
 - (2) 燃料タンクと原動機との間隔は、予熱する方式の原動機にあつては2m以上、その他の方式の原動機にあつては0.6m以上とすること。ただし、燃料タンクと原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。
 - (3) 運転制御装置、保護装置、励磁装置その他これらに類する装置を収納する操作盤(自家発電装置に組み込まれたものを除く。)は、鋼板製の箱に収納するとともに、当該箱の前面に1m以上の幅の空地を有すること。

表2－自家発電設備の保有距離

(単位：m)

機器名	保有距離の確保が必要な機器等の部分	操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/					0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	自家発電装置	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	/	(1) 3.0
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/							
	燃料タンク・原動機	/	/	/	/	/	(2) 0.6	/	/	/	/	/	/	/

注(1) 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸等とした場合は3m未満にできる。

注(2) 予熱する方式の原動機にあっては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間には不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

表3－屋内に設ける発電設備の位置の基準（概要）

- ① 容易に点検することができる位置に設けること。(第12条第1項第1号)
- ② 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。(第12条第1項第2号)
- ③ 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。(第12条第1項第4号)
- ④ 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。(第11条第1項第1号)
- ⑤ 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。(第11条第1項第2号)
- ⑥ 発電設備(消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。(第11条第1項第3号)
- ⑦ キュービクル式の場合は、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。(第11条第1項第3号の2)

表4－屋外に設ける発電設備の位置の基準（概要）

- ① 発電設備(消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、建築物から3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。(第11条第2項)
- ② 上記①に規定するもののほか、屋外に設ける発電設備の位置の基準は、表2の屋内に設ける発電設備の位置の基準(④、⑤及び⑥は除く。)の規定による。(第11条第3項、第12条第3項)